

## 最上広域市町村圏事務組合消防本部における障害者活躍推進計画

機関名	最上広域市町村圏事務組合 消防本部
任命権者	消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>消防本部においては、職員定数139名の一部事務組合であり、現在、在職する常勤職員は、消防吏員のみで事務吏員は在職しておらず、これまでも職員募集については職種を消防吏員に限り、受験資格にいくつかの身体基準を設け、障害者に限定した職員の募集及び採用は実施していない状況である。</p> <p>過去、在職中に疾病及び事故等で障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）はいなかったが、今後、職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となる職員が発生する可能性もありうるが、これまで組織的な体制は特段行ってこなかった。</p>
目標	<p>消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員と掲げられていることから、消防吏員については、今後も障害者に限定した募集及び採用を実施することは困難と考えるが、職種や業務内容によっては、障害者である応募者を念頭においた職員募集を考えていく。</p>
取り組み内容	<p>①障害者の活躍を推進する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>・ 障害者である職員の相談窓口を設定する。</li> </ul> <p>②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul> <p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口への相談の他、人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>・ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲で適切に実施する。</li> </ul>